



セーフティネット保証のための認定のご案内
(新型コロナウイルス感染症対応、4号・危機関連・要件緩和版)

1. 本案内の概要及び留意事項

- ・ 本案内は、セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）、危機関連保証（同法第2条第6項）に係る、緩和した要件での認定申請のご案内となります。
- ・ 対象となる事業者は、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者、又は前年と比べて業容拡大（店舗・工場・事業所の増設や新事業の展開、取引先拡大、新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加など）した事業者となります。
- ・ 申請窓口は、佐倉市役所事業者総合相談窓口（産業振興課）となっており、事前予約制となっております（電話番号 043-484-6145）。
- ・ 来庁前に、融資を希望される金融機関にご相談頂き、どの種類を使用されるのか決めたいうえで、申請してください。
- ・ 認定を受けた後、認定書の有効期間内（発行日含めて30日以内）に、金融機関を通じて千葉県信用保証協会に、保証申し込みを行ってください。

2. 認定の要件

- ① 売上高等の減少が新型コロナウイルス感染症の影響に起因していること。
- ② 佐倉市内に事業所等の事業実態があること。
- ③ 3か月以上継続して事業を行っている以下のいずれかの事業者。
 - イ) 業歴が1年1か月未満の事業者
 - ロ) 前年と比べて業容拡大した事業者

業況拡大の事例

店舗・工場・事業所の増設、新事業の展開、取引先拡大、新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加

※事例以外の事由で申請希望の方は、事前にご相談ください

- ④ 以下の緩和①～③のいずれかの要件にあてはまること

緩和①

最近1か月間の売上高等が、最近1か月間を含む最近3か月間の平均売上高等を比較して一定の割合以上減少していること。

緩和②

以下のイ、ロの両方を満たすこと。

- イ) 最近1か月間の売上高等（※1）が、令和元年12月の売上高等を比較して一定の割合以上（※2）減少していること。
- ロ) 最近1か月間の売上高等（※1）とその後2か月間（見込み）の売上高等を合わせた3か月間分の売上高等が、令和元年12月の売上高等の3倍を比較して一定の割合（※2）以上減少していること。

緩和③：以下のイ、ロの両方を満たすこと。

- イ) 最近1か月間の売上高等（※1）が、令和元年10～12月の平均売上高等を比較して一定の割合（※2）以上減少していること。
- ロ) 最近1か月間（※1）とその後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等が、令和元年10～12月の3か月間の売上高等を比較して一定の割合以上減少していること。

※1 緩和②と③のみ、「最近1か月間の売上高等」を「最近6か月間の平均売上高等」に置き換えて申請することもできます
（計算方法は申請書様式をご参照ください）。

※2※「一定の割合以上の減少」とは

- ・セーフティネット保証4号では20%以上減少
- ・危機関連保証では15%以上減少

3. 使用する申請書様式

緩和要件	使用する様式	
	セーフティネット保証4号	危機関連保証
緩和①	様式第4号の2	様式第6項の2
緩和②	様式第4号の3	様式第6号の3
緩和③	様式第4号の4	様式第6号の4

4. 必要書類：○は必須、△は該当者のみ必要、各1通

NO	法人	個人	
1	○	○	認定申請書(市HPよりダウンロード)
2	○	○	認定申請書の確認シート(市HPよりダウンロード) ※申請する種類、要件によって異なります。
3	○		商業登記簿謄本(「履歴事項全部証明書」等、申請日から3か月以内発行のもの)
4		△	個人事業の開業等届出書等(1年1か月未満の個人事業者のみ)
5	○	○	災害等の発生における最近1か月間又は最近6か月間の月別売上高等が確認できる書類
6	○	○	以下のいずれかの月別売上高等が確認できる書類をご提出ください。 ・緩和①の場合：最近1か月間より前の2か月間 ・緩和②の場合：令和元年12月 ・緩和③の場合：令和元年10月～12月
7		△	確定申告書(最新のもの1期分)
8	△		法人事業概況説明書又は決算書(最新のもの1期分、業容拡大した事業者のみ)
9	△	△	前年から今年にかけて業容拡大したことが確認できる資料(決算書、ホームページ、パンフレットなど。業容拡大した事業者のみ)
10	△	△	事業実態が佐倉市にあることが確認出来る書類(謄本等で市内にあることが確認出来ない場合)
11	△	△	委任状(金融機関等による代理申請の場合・任意書式)

※認定申請書・確認シートにおける数値について

- 数値確認書類と確認シート及び認定申請書の数値が一致するようにしてください。数

値は1円単位まで記載するものとし、「千円」等の省略は認めません。但し、法人事業概況説明書等の数値根拠書類が「千円」単位である場合、確認シート及び申請書の数値を「000(0を3つつける)」にしてください。(例：数値根拠書類：135千円→認定申請書：135,000円)

※NO.6～8の「月別売上高等が確認できる書類」とは、

- 決算書、法人事業概況説明書、確定申告書、月次試算表、取引先別の内訳が記載されている売上帳簿等の客観的に確認できる書類のことです。
- レシートや領収書のコピーだけでは上記の証票と認められませんのでご注意ください。これらとともに、売り上げの実績額がわかる積み上げの計算書をご用意ください。
- 申請者名の記載がない書類、又はExcelやWord、手書き等で作成した書類は、事業者名の記載及び実印(申請者が個人事業主であれば個人の実印、法人であれば法人の実印です)を捺印してください。

※NO.11の「事業実態が佐倉市にあることが確認出来る書類」とは

- 決算書、確定申告書、許認可証、納税書、公共料金納付書等の、事務所の所在が確認できる公的書類になります。

(本件についてのお問い合わせ先)

佐倉市海隣寺町9-7
佐倉市役所 産業振興部 産業振興課
電話043-484-6145